

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則

(平 3.12.18)

(目 的)

第 1 条 この細則は、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会の数)

第 2 条 規則第 3 条第 3 項ただし書に規定する指定報告協会(規則第 3 条第 1 項に規定する協会員をいう。以下同じ。)からの報告値の数は、原則として、5 とする。

(選定銘柄の取扱い)

第 3 条 規則第 5 条第 1 項に基づく報告対象銘柄の届出は、原則として、次の各号に掲げる日までに行うものとする。

- 1 新規発行銘柄 当該銘柄の発行日の 2 営業日前
- 2 既発行銘柄 前月 20 日(当日が休業日の場合は、その前営業日)
- 2 規則第 5 条第 2 項に基づき、本協会が選定銘柄(規則第 3 条第 2 項に規定する銘柄をいう。以下同じ。)として選定する銘柄は、本協会に規則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を行った指定報告協会員が 5 社以上ある銘柄とする。
- 3 選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いは、本協会の定めるところによるものとする。
- 4 前 3 項にかかわらず、本協会が特に必要と認めた銘柄については、当該銘柄の指定報告協会員を指定するとともに、当該銘柄を選定銘柄に選定することができる。

(選定銘柄の除外等)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項に基づく報告辞退の届出は、原則として、毎月 20 日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに行うものとする。

- 2 規則第 6 条第 2 項に規定する指定報告協会の数は、第 2 条に定める数とする。
- 3 規則第 6 条第 2 項に基づき本協会が選定銘柄から除外することとなる銘柄について、当該銘柄に係る売買参考統計値の最終発表日の取扱いは、本協会の定めるところによるものとする。

(指定報告協会の審査手続)

第 5 条 規則第 8 条に基づき本協会が指定報告協会員を指定する際の審査に当たり、指定報告協会員になろうとする協会員は、申請書及び次の各号に掲げる事項の内容を記した添付書類を本協会に提出するものとする。

- 1 報告銘柄の選定基準
- 2 報告銘柄の気配値を作成するに当たっての具体的な作業手順
- 3 本協会への報告手順
- 4 報告銘柄の気配値の社内監視体制
- 5 危機管理体制
- 6 規則第 19 条第 2 項に規定する社内規程

(短期間及び相当の利益)

第 6 条 規則第16条第 2 項において、「短期間」とは、売付けと買付けが約定日ベース、受渡日ベースとも、それぞれ 4 営業日以内となっているものをいう。

2 規則第16条第 2 項において、「相当の利益」とは、額面100円につき30銭以上の利益が顧客に発生しているものをいう。

付 則

この細則は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (平 6. 2.16)

この改正は、平成 6 年 3 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 2 条及び第 3 条を新設。

旧第 2 条及び旧第 3 条を各 2 条繰り下げ、第 4 条及び第 5 条とする。

付 則 (平 9. 3.10)

この改正は、平成 9 年 4 月 2 日から施行する。ただし、第 6 条第 4 号の (注 1) 及び (注 2) については、同年10月 1 日からの取扱いとする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条を新設。

旧第 2 条を改正のうえ第 6 条に繰り下げる。

旧第 3 条を削る。

旧第 4 条を改正のうえ第 7 条に繰り下げる。

旧第 5 条を繰り下げ第 8 条とする。

付 則 (平10. 8.10)

この改正は、平成10年 7 月15日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 4 条第 2 項及び同条第 3 項を改正。

付 則 (平10.10.21)

この改正は、平成10年12月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条については、平成10年11月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 2 条及び第 3 条を新設。

旧第 2 条から第 7 条を削り、旧第 8 条を改正のうえ第 4 条に繰り上げる。

付 則 (平11. 4.20)

この改正は、平成11年 4 月21日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 3 条第 1 項を改正。

付 則 (平12.10.31)

この改正は、平成12年11月6日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。

第2条第1項及び第2項を改正。

第2条第3項を改正のうえ第4項に繰り下げ、同条第3項を新設。

第2条の2を新設。

第3条第1項を改正。

第3条第2項を改正のうえ第3項に繰り下げ、同条第2項を新設。

付 則 (平13.12.17)

この改正は、改正の日から起算して8か月を超えない範囲において本協会が定める日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。

表題を「公社債の店頭気配等の発表及び売買値段に関する規則に関する細則」から「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則に関する細則」に改正。

第1条を改正。

第2条、第2条の2、第3条を改正。

旧第4条を第5条に繰り下げ、第4条を新設。

「本協会が定める日」は平成14年8月5日。

付 則 (平14. 9.13)

この改正は、平成14年9月24日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。

第2条第2項及び第2条の2を改正。

付 則 (平16. 8. 5)

この改正は、平成16年8月5日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。

第2条第3項及び第3条第3項を改正。

付 則 (平17. 6.29)

この改正は、平成17年8月8日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。

第2条第2項及び第2条の2を改正。

付 則 (平19. 9.18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。

第1条を改正。

旧第2条の2を第2条に繰り上げ、旧第2条を第3条に繰り下げる。

旧第3条、旧第4条及び旧第5条を改正し第4条から第6条に繰り下げる。

付 則 (平20.12.9)

この改正は、平成20年12月9日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。

第3条第3項、第4条第3項を改正。

付 則 (平21.3.17)

この改正は、平成21年4月6日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。

第2条、第3条第2項を改正。

付 則 (平23.6.29)

この改正は、平成23年7月1日から施行する。

(注)改正条項は、次のとおりである。

第2条を改正。